

岡崎市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年3月5日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (経済振興部 農務課)

令和4年10月31日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第10号関係分

令和5年4月28日まで

監査結果	措置状況
<p>麦赤かび病防除事業費補助金の実績報告について、証拠書類の確認を十分に行っていなかったため、適正な処理をされたい。</p> <p>農業支援センターの備品管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、物品管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 長期間使用しておらず、今後とも使用する予定がないと思料される備品について、不用の手続きをしていないものが多数見受けられた。</p> <p>(2) 備品標示票を貼付していないものが多数見受けられた。なお、(1)の備品については過去にも同様の指摘をしているが改善されていない。今後の取扱いを含め、速やかに対応を検討されたい。</p> <p>電柱の行政財産目的外使用料について、目的外使用料条例第3条第3項第1号に規定された道路の占用に関する条例第4条の規定の例による算定をしていなかったため、適正な処理をされたい。</p>	<p>補助対象経費に関して領収書の受領を確実に実施し、補助金支払いにおけるチェックリストの遵守を徹底するよう改めた。</p> <p>(1) 処分フロー図を作成し、現状の備品使用状況を確認し、機器の使用可否、修理可否、価値判断し、適正管理を行なった。なお、売却処分できるものについては、業者から見積もりを取り、売払いをした。</p> <p>(2) 備品標示票がはがれたものについて、備品標示票を作成し貼付した。</p> <p>今後は、算定額の端数計算及び月割計算を誤ることがないように、条例に基づき占用料を算定する体制を整えた。</p>